

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号） 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）</p> <p>第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信設備ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの</p> <p>イ アナログ電話用設備</p> <p>ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一項第一号及び第九号において単に「総合デジタル通信用設備」という。）</p> <p>ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）</p> <p>ニ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電</p>	<p>（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）</p> <p>第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）</p> <p>イ アナログ電話用設備</p> <p>ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一項第一号及び第九号において単に「総合デジタル通信用設備」という。）</p> <p>ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）</p> <p>ニ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電</p>

話用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「携帯電話用設備」という。)

ホ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「PHS用設備」という。)

(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等)

第二十七条の二の二 (略)

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。
- 二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

(申請等の方法)

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して行うことができる。

一〇十七 (略)

十八 法第四十四条第一項又は第二項の届出

十九 法第四十四条の三第二項の届出

二十 法第五十二条第一項の認可の申請

二十一〜三十四 (略)

話用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「携帯電話用設備」という。)

ホ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「PHS用設備」という。)

(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等)

第二十七条の二の二 (略)

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。
- 二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

(申請等の方法)

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して行うことができる。

一〇十七 (略)

十八 法第四十四条第一項又は第二項の届出

十九 法第五十二条第一項の認可の申請

二十〜三十三 (略)

<p>2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告を その者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。</p> <p>一 法第十六条各項の届出</p> <p>二〇六 (略)</p>	<p>2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告を その者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。</p> <p>一 法第十六条第一項、第二項又は第三項の届出</p> <p>二〇六 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者であつて、この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十七條の二第二号に規定する電気通信設備(この省令による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新規則」という。)第二十七條の二第二号に規定するものを除く。)を設置しているものは、この省令の施行の日から起算して一月以内に、新規則様式第七の届出書を総務大臣に提出しなければならない。